



小児科病棟に入院される方々へ



入院費など経済面やお子さんの学習面に関してご心配な事があれば

お気軽にご相談ください。

☆下記、制度・サービス・相談窓口の一例をご紹介します。

訪問教育について

入院が長期になる場合に小中学生を対象に訪問教育を受けることができます。入院中も学習が継続できるよう個別指導を行い治療が終われば元の学校に戻る事ができます。
対象となる方へご案内させていただきます。



◆医療費の支払い負担を軽減する制度

- ・小児がんなど特定疾患に当てはまる方→「**小児慢性特定疾病医療助成**」
- ・市町村が医療費の一部を負担→「**子ども医療費助成**」
- ・窓口での支払を一定額にとどめる制度→「**限度額適応認定証**」

※申請先は各々「医療保険の保険者」「保健所・保健センター」となります。

◆経済的負担を軽減する制度

- ・小児がんを発症し治療中の方→「**がんの子供を守る会療養援助**」制度
(お問い合わせ先) 03 - 5825 - 6311
- ・移植治療による経済的困難を抱えた方への助成→「**造血細胞移植患者者支援基金**」
(お問い合わせ先) 03 - 5823 - 6360

◆遠隔地からの通院費を軽減する制度

- ・小児がん治療にかかる交通費や宿泊費の助成→「**小児がん交通費等助成金**」制度
(お問い合わせ先) 03 - 5944 - 9922

◆医療費の支払いで生活が困難な方への制度

- ・生計を立てるのが困難となった方への制度→「**生活保護**」制度
- ・一時的に無(低)利子で一定金額の貸付を受ける制度→「**生活福祉資金貸付**」制度

※申請先は各々住民票のある「市区町村役場」となります。

※各種制度を利用するためには収入制限など条件があります。まずはお気軽にご相談ください。